

## 平成26年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」の制定について

(2014年5月1日)

「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」が制定された。

2. バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直しに伴う電気事業法施行規則で定める告示の改正について

(2014年5月20日)

バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直しが行われ、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）で定める要件について、小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備（平成24年経済産業省告示第100号）の一部改正が行われた。

3. 平成16年経済産業省告示第67号の一部改正について

(2014年5月29日)

電気事業法関連法令で規定している届出の範囲と、騒音規制法及び振動規制法関連法令で規定している届出の範囲について整合性を合わせるため、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）の一部改正が行われた。これに伴い、平成16年経済産業省告示第67号の一部が改正された。

4. 電気関係報告規則等の一部改正について

(2014年5月29日)

電気事業法関連法令で規定している届出の範囲と、騒音規制法及び振動規制法関連法令で規定している届出の範囲について整合性を合わせるため、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）の一部改正が行われた。

5. 平成15年経済産業省告示第249号の一部改正について

(2014年5月30日)

外部委託制度における受託者としての要件のひとつとして求められる実務経験年数について、小規模かつ定型的なキュービクル式受電設備など一定の要件を満たした自家用電気工

作物に対し、必要実務経験年数の合理化を図ることとし、「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示」（平成15年経済産業省告示第249号）について一部改正が行われた。

6. 「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部改正及び「発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について」の制定について

(2014年5月30日)

「発電用火力設備の技術基準の解釈」（平成25年5月17日付け、20130507商局第2号）（以下「火技解釈」という。）に引用している規格のうち、引用しても保安に影響を及ぼさないと確認されたものについて改正が行われた。

また、発電用火力設備に使用できる鋼材として規定しているもののうち12種類の鋼材については、新たな知見により、現行規定よりも低い荷重にしか耐えられないことが明らかとなったため、最新のデータに基づいて、火技解釈別表1で定めている鋼材の許容引張応力を改正し、鋼材の寿命を評価するための寿命評価式を定めることになった。これに伴い、「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部改正及び「発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について」の制定が行われた。

7. 「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正について

(2014年6月27日)

「発電用風力設備の技術基準の解釈について」が一部改正された。

8. 「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」及び「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」の一部改正について

(2014年6月30日)

公平かつ専門性の高い第三者である民間製品認証機関を利用した溶接事業者検査体制を認めることで、審査の一部を省略できるよう「溶接安全管理審査実施要領（火力設備）」及び「電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」が一部改正された。後日、当該規程に対するよくある質問と考えた方をまとめた資料がホームページに掲載される予定。

9. 電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

(2014年7月18日)

「電気設備の技術基準の解釈」が、平成24年度及び平成25年度委託調査での技術的検討等を踏まえ、一部改正された。主な改正事項は以下のとおり。

- (1) IEC 60364規格の改定等への対応（第218条）

需要場所に施設する低圧の電気設備は、電技解釈第218条に規定するIEC 60364シリーズの規格により施設できることを規定している。平成24年度、平成25年度電気施設技術基準国際化調査事業において、同シリーズのIEC規格及び対応するJISのうち、

IEC 規格の 4 規格が改定又は新規制定されこれらの規格が省令に規定する技術基準を満足するものであることを確認したことを踏まえ、電技解釈第 218 条 (218-1 表) が改正された。

(2) 引用JISの改定への対応 (第56条, 第57条, 第173条, 第183条, 第194条)

平成 24 年度電気設備技術基準関連規格等調査事業において、電技解釈が引用している JIS のうち改正されたものにつき、最新の JIS を引用することの妥当性を調査・検討した結果、妥当であるとの結論が得られたものについて改正が行われた。

10. 電気関係報告規則の一部改正に関する条文修正について

(2014年7月31日)

平成26年5月29日に一部改正された電気関係報告規則 (昭和40年通商産業省令第54号) について、改正文に誤りがあったため、該当箇所の修正が行われた。

11. 「発電用火力設備の技術基準の解釈」及び「発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について」の一部改正について

(2014年9月16日)

日本電気技術規格委員会の改正要望や委託事業の成果等による見直し及び高クロム鋼の許容引張応力の見直しにより、「発電用火力設備の技術基準の解釈」(20130507商局第2号) 及び「発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について」(20140526商局第1号) の一部改正が行われた。

12. 主任技術者制度の解釈及び運用 (内規) の一部改正について

(2014年9月30日)

ダム水路主任技術者制度における規制見直しに関する「主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)」の一部改正が行われた。

13. 電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令について

(2014年11月5日)

V2H (Vehicle to Home, 自動車から家等への給電) を行う際の燃料電池自動車の取扱い及びスターリングエンジン (Stirling engine) 発電設備の取扱いを定めるため、電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正が行われた。

14. 発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正について

(2014年12月10日)

V2H (Vehicle to Home, 自動車から家等への給電) を行う際の燃料電池自動車の取扱いを定めるため、発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正が行われた。

15. 「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正について

(2015年2月6日)

「発電用風力設備の技術基準の解釈について」が一部改正された。